

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公 印 省 略)

出産・子育て応援交付金事業への協力について（依頼）

平素より本会事業の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

本通知は、今般、厚生労働省より、令和4年度補正予算において標記交付金事業が創設され、妊娠届出時（5万円相当）、出生届出後（5万円相当）の2回に分けて、面談を受けた妊婦・子育て世帯に合計10万円相当の経済的支援が実施されますが、このうち妊娠届出時については、市町村の子育て世代包括支援センター等に届出を行い、本事業に位置付けられる面談を受け、申請書を提出した妊婦に5万円相当の出産応援ギフトを支給するとされていることから、医療機関に対し、市町村からの妊娠の事実確認および情報連携の促進について、下記内容のとおりご協力をお願いするものです。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 妊娠の事実確認について

出産応援ギフトは、妊婦が産科医療機関を受診し、医師による妊娠の確認を受ける支給条件を満たした後、本事業に位置づけられる妊娠届出時の面談を実施した場合に支給する取扱いとされておりますが、その支給条件を満たすことの確認に当たっては、妊婦に対し医師による妊娠の証明書等の提出は求めず、本人の申告によることとされております。この際、虚偽申告防止のため、市町村は妊娠届出時の面談において、支給条件及び必要に応じて市町村から産科医療機関に状況確認することについて説明し、出産応援ギフト申請書等の同意欄に署名の上、申請してもらう取扱いとしています。

本事業を円滑かつ適切に実施する観点から、市町村が、妊娠届出後、妊婦健康診査の受診が確認できない者を把握した際、産科医療機関へ当該者の妊娠の事実確認を行うことがございますので、情報提供にご協力いただきますようご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

2. 市町村と医療機関等との情報連携の促進について

出産応援ギフト申請書等では、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報について、必要に応じて相互に確認・共有することについても申請者から同意を得ることとしています。妊産婦等への支援に当たっては、市町村と医療機関等が適切に連携しながら実施していくことが重要であることから、この同意に基づき、市町村、医療機関等が把握したアンケートや調査票の結果等の情報について、必要に応じて相互に共有することにより一層の情報連携を促進していただきますようよろしくお願い申し上げます。

【参 考】

日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko2/2022ken2_1947.pdf

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角入力）です。